

第九十六回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第六号

昭和五十七年二月二十六日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 枝村 要作君

理事 麻生 太郎君

理事 渡辺 省一君

理事 中西 續介君

理事 小淵 正義君

太田 誠一君

三枝 三郎君

藤田 義光君

塚田 庄平君

小沢 和秋君

理事 榎橋 進君

理事 岡田 利春君

理事 田中 昭二君

古賀 誠君

野田 毅君

山下 徳夫君

細谷 治嘉君

福川 伸次君

加藤 孝君

出席政府委員

資源エネルギー庁長官

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

委員外の出席者

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

金子 岩三君 三枝 三郎君
北口 博君 太田 誠一君
倉成 正君 野田 毅君
同日
参 考 人 補欠選任
野田 毅君 金子 岩三君
倉成 正君

本日の会議に付した案件
石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

なっております三法案について、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。
次に、議事の順序について申し上げます。
まず、参考人から御意見をそれぞれ十分程度お述べいただいた後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。
なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を受けることになっております。
それでは、まず亀井参考人にお願いたします。
○亀井参考人 私は、福岡県知事の亀井光でございます。
衆議院石炭対策特別委員会の諸先生方には、産炭地域の振興と石炭鉱業の安定対策につきまして、日ごろから格別の御高配を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。また、産炭地域振興の基本法であります産炭地域振興臨時措置法の延長問題につきましては、先生方の格段のお力添えをいただきました。昨年五月に国会で可決成立し、十年間延長されることになったのであります。この機会に改めて御礼を申し上げます。
さて、本日審議されております石炭鉱業合理化臨時措置法等石炭関係諸法は、いずれも産炭地の振興発展を支える重要な法律でありまして、その改正につきましては、産炭地を多く抱えております本県にとりましては、重大な関心事でありまして、私に発言の機会をお与えいただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。
本県の産炭地域は、いまなお深刻な閉山後遺症に冒されております筑豊地域と、国内炭二千万トン生産体制の一翼を担う大牟田地域とがあります。その筑豊地域は、かつて、わが国最大のエネルギー基地として、国内石炭産出量の約四〇%を占め、わが国の近代化と戦後の復興に大きく貢献

委員の異動
二月二十六日
補欠選任
第二類第三号 石炭対策特別委員会議録第六号 昭和五十七年二月二十六日

点に立つた産炭地域発展計画の策定に精力的に取り組んできたのでありますが、本日御審議をいただいております石炭関係諸法の延長がなければ、県面積の六三%、県人口の八八%を占めます本県産炭地域の振興は不可能に近く、発展計画も絵にかいたもちになると申し上げても過言ではないと思えます。特に、鉱害問題につきましては、本県にとつて深刻な問題でございまして、ただいまからその現状なり問題点につきまして意見を述べさせていただきます。

本県の鉱害の現状につきましては、すでに委員の諸先生方には国政調査等でつぶさに現地の状況をごらんいただいておりますが、わが国の今日の繁栄の基礎となつてまいりました本県の産炭地域は、その反面において、石炭採掘による地表の陥落、その他広範な鉱害の発生により、甚大な被害をこうむつてまいりました。これは本県の石炭埋蔵地が主として遠賀川流域を中心とする農地の中に広く分布した平坦地であるからであります。また、家屋の密集しております地域に当たるこの鉱害地域というものは、他県に類を見ないような膨大な鉱害が集中的に発生してまいつておるのであります。臨時石炭鉱害復旧法制定以来三十年にわたり復旧が継続されてまいりましたものの、いままなお膨大な鉱害が残存し、地域住民の日々の生活を圧迫している現状であります。

このようにときに、鉱害二法が期限切れとなりますので、同二法改正案の御審議に当たります。特に次の諸点につきまして格別の御配慮をお願い申し上げます。

その第一は、鉱害二法の有効期限の延長についてであります。一 申し上げるまでもなく、鉱害二法は、鉱害賠償の円滑な実施及び鉱害の計画的復旧を行うことにより、国土の保全並びに民生の安定を図ることを目的として制定されたものであります。鉱害がある限り、鉱害二法は存続されるべきものであると考へます。先ほど申し上げましたような膨大な鉱害が残つておりますことを考へますと、石炭鉱

業審議会の答申にもありますように、ぜひ十年間の延長を行い、累積鉱害の完全解消を実現していただきたいと存するのであります。

第二は、鉱害処理対策の強化についてであります。赤水湧水対策、金銭賠償済み物件の処理対策、家屋の追加工事、社有地上の個人所有物件の処理対策等、現行制度では対応がむずかしい諸問題が取り残されておりますので、私どもは、機会あるごとに復旧対象の範囲の拡大を御要望申し上げます。また、復旧対象の範囲の拡大を御要望申し上げます。また、復旧対象の範囲の拡大を御要望申し上げます。また、復旧対象の範囲の拡大を御要望申し上げます。

しかし、個々の具体的ケースに応じて救済すべきものは、賠償法体系の枠内で実情に即した適切な対応を図るよう求められておりますので、今後最大の救済が行われますよう施策の強化をお願い申し上げます。

第三は、鉱害処理体制の強化についてであります。現在、原則として有資力鉱害は賠償義務者、無資力鉱害は石炭鉱害事業団で復旧が行われておりましたが、施行者が異なるため復旧にそごが生じまして、総合的、計画的復旧の阻害となつておりますので、復旧工事の施行を石炭鉱害事業団に一元化する、事業団の機能強化を図られるよう要望して今日までまいつたのであります。答申によりまして、今後におきましても現在の施行体制を維持し、関係者が総力を挙げて取り組むことが肝要であり、復旧工事の施行について地方公共団体の一層の協力を期待するとされております。

もとより、地方公共団体が住民の福祉を保持する責務から、鉱害復旧事業に協力することはやぶさかではありませんが、鉱害処理は、第一義的には鉱業の実施に関するすべての権限を有する国において実施されるべきものであります。鉱害の計画的復旧を図るために設立された石炭鉱害事業

団の機能強化こそがわれわれとして切望されるところであります。

第四は、鉱害復旧に伴う地方公共団体の財政負担の軽減についてであります。復旧法制定当時三%にすぎなかつた無資力鉱害が、石炭鉱業合理化政策に伴う炭鉱の閉山とともに増大し、現在では約九〇%に及んでおります。したがって、本来賠償義務者が負担すべき部分の約半分が地方公共団体の負担となるため、鉱害復旧予算に占める地方負担額も増大を遂げてまいりました。ちなみに、昭和五十六年度復旧計画に

より見ますと、本県の復旧費四百八十四億円に對し、純県費負担額のみでも九十八億円というものが現状でありまして、地方負担の軽減について、どうか今後ともよろしく御配慮をお願い申し上げます。

次に、石特会計の問題でございますが、石炭鉱業の長期安定対策、産炭地域振興対策、鉱害復旧対策や炭鉱離職者対策を推進していくためには、その財源の確保が重要なことは言うまでもございません。この財源として、昭和三十五年以降原油関税を増徴され、石特会計として一般会計と區別して財源の確保を図られてまいりましたが、石炭対策を効率的に推進していただくため、石特会計法の延長につきましても御要望申し上げます。

ことに、産炭地域における雇用失業情勢は非常に厳しく、いまだ雇用回復の兆しが見られない中にありまして、石特会計で実施されております緊急就労対策事業、産炭地開発就労事業が、炭鉱の閉山によつて発生した炭鉱離職者等に就労の機会を確保し、生活と人心の安定を促し、産炭地域振興と雇用失業対策として重要な役割りを果たしてまいつておりますことは、御承知のとおりであります。

に申し上げます。産炭地の復興いまだの現段階におきましては、地域経済に及ぼす影響がきわめて大であり、懸念されるところでございます。財源難というやむを得ない事情があるといはしませんが、産炭地域にいまなお滞留する多くの炭

鉱離職者対策として、本県で実施されております失業対策諸事業、特に石特会計制度の中で実施されております緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業の継続実施と、予算の増額を確保することについてお力添えを賜りたいと存じます。また、炭鉱離職者に対する就労対策及び職業訓練制度並びに再就職支援措置等を今後とも実施する必要があり、炭鉱離職者臨時措置法の有効期限をさらに五年延長していただきたいのであります。

最後に、産炭地市町村に対する財政援助措置についてでございます。産炭地市町村は、鉱害復旧費、離職者対策事業費等の特別な財政需要が増大を遂げてまいり、市町村財政を圧迫いたしておりますのであります。これらの特別な財政需要に對する、地方交付税算定における投資補正係数として産炭地補正が行われてまいりましたが、この措置も本年度までとなつておるのであります。本県の産炭地市町村は、特別な財政需要等のため収支のバランスを欠き、財政力指数も極度に低く、八つの六条市町村が赤字団体に転落しているという現状であります。このような現実を御認識いただきまして、地方交付税における産炭地補正を現行どおり継続実施していただきたいのであります。

以上申し上げましたとおり、本県産炭地域の実情を御察察賜り、今回の石炭関係諸法の期限延長につきまして、格別の御配慮を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。私の意見の陳述いたします。ありがとうございます。(拍手)

○枝村委員長 ありがとうございます。
次に、堂垣内参考人にお願ひいたします。
○堂垣内参考人 北海道知事の堂垣内尚弘でございます。
衆議院石炭対策特別委員会の委員長初め委員の

諸先生方には、平素、石炭鉱業の安定と産炭地域の振興のために特段の御高配をいただいております。また、昨年十月にガス突出事故に見舞われました北炭夕張新炭鉱の復旧、再建のために御支援をいただきました。まづもって厚く御礼を申し上げます。

本日は、石炭鉱業合理化臨時措置法を初めとする石炭関係諸法の改正問題の審議に閣議を、私に参考人としての発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。産炭地域を抱える地元知事として意見を申し述べます。

まず、北海道の石炭鉱業の推移と現状について最初に触れたいと存じます。

北海道の石炭鉱業につきましては、古くから地域の基幹産業として発展し、本道の開発に大きく貢献をし、ピーク時、すなわち昭和二十三年には従業員数が十万人、直轄鉱員であります。昭和三十三年には、炭鉱数が百四十三、昭和四十一年には石炭生産量が二千三百万トンであったことがございました。

しかしながら、昭和三十年以降のエネルギー革命によりまして、炭鉱の終閉山が相次ぎ、特に昭和四十年代後半には大型閉山が集中して発生したために、わずか十数年の間にこれらが急速に減少し、現在ではわずか十八炭鉱、一万二千二百人の従業員、直轄鉱員であります。それで一千百万トン程度の生産をおさめているにすぎない状況となっております。このような状況にもかかわらず、石炭は国産のエネルギー資源としてきわめて重要なものであり、特に道内一般炭は火力発電所でその多くを消費されておりました。電力の安定供給にも寄与しているものであります。また、道内には、石炭に大きく依存している地域が多く、依然として、石炭鉱業は、北海道にとりまして主要な産業となっております。

一方、北海道の各炭鉱の現状を見てまいりますと、急傾斜炭層が多く、採炭の深度化が進み、最深部がマイナスマートルに達しているなど、石炭の採掘条件はきわめて厳しいものとなっております。

ます。このために、盤圧やガス量の増加、坑内温度の上昇などがありまして、労働環境が次第に悪化する傾向にありまして、これに対応した生産技術や保安技術の確立が重要な課題となっております。

本道の炭鉱は、現在、それぞれ合理化のための努力を重ねておりますが、以上申し上げましたように、悪条件のもとにおいて、これまでの石炭政策にもかかわらず、対策後の大手石炭鉱業の平均収支は、トン当たり七百七十五円の赤字となっております。このようなことから、新石炭政策の強力な推進が強く期待されておるのであります。次に、石炭鉱業の安定対策について申し上げます。

昨年八月のいわゆる第七次石炭答申におきまして、石炭政策は、「石炭鉱業の自立を目指すことを基本」とするとされおりました。この考え方に異論を差し挟むものではございませんけれども、道内炭鉱の採炭条件の悪化、経営基盤の弱さ等の現状からすれば、なおしばらくの間は、国の適切な指導と助成を続けていただき、石炭鉱業が自立を目指すことができようようにすべきであると考えております。

したがって、今後とも各種助成措置の拡充強化のために石炭会計における財源確保を図り、二千万トン生産体制を指向する石炭政策が確立されることを強く望みたいと思っております。

以上のような考え方のもとに、具体的な事項について、数点さらに申し上げます。

その第一は、基準炭価の問題であります。石炭鉱業の経営努力の改善を図るためには、各企業における経営努力の必要不可欠なものとよりでありまして、同時に炭価のいかんがこれに深くかかわっているものと考えております。そこで、一般炭の基準炭価の設定に当たりましては、国内炭の生産と供給の安定を図るために、石炭の再生産が維持できる炭価とするように特に御配慮をいただきたいと思っております。また、これと関連しまして、今回の石炭鉱業合

理化臨時措置法の改正案では、電力用炭販売制度が廃止されることとなっておりますが、これによつて基準炭価からの乖離が生ずるようなことがあつては、石炭鉱業の安定のために大きな問題となり得るので、今後国の適切な措置によりまして、基準炭価制度の趣旨が十分生かされるように配慮すべきであると考えています。

第二は、炭鉱間格差の是正についてであります。本道の各炭鉱はそれぞれ条件が異なっており、石炭の生産コストに格差が生じておりましたが、このような炭鉱間格差の是正を図り、第七次石炭答申の趣旨に沿いまして、安定補給金の交付に際し、十分配慮することが必要であると存じます。

第三は、労働力の確保についてであります。本道の炭鉱労働者の年齢構成を見ますと、三十歳未満が約一三、四十歳以上が約六七％で、労働力が次第に高齢化しております。特に若年技術者の不足は深刻な問題となっております。

このような状況に対処し、道といたしましては、道立夕張工業高校の専攻科に修学する生徒に奨学金を助成するほか、北海道鉱山保安センターに対しても助成するなどして、労働力の確保、養成に努めておるのであります。国におきましても、鉱山保安センターなどの養成機関を強化拡充していただきたいと存じます。

第四は、新炭開採についてであります。国においては、従来から調査を進めてきておりますが、国内炭二千万トン体制の確立のため、さらに具体的な調査を進めていく必要があります。

今回の石炭鉱業合理化臨時措置法の改正案では、これまでの私どもの要望を受けられ、消滅炭区の開採や周辺炭区の開採についての規制が緩和されることになっておりますが、石炭資源の有効活用を図るといふ観点からも、新炭開採について、国として、さらに積極的に取り組んでいただきたいと存じております。

第五は、保安の確保についてであります。石炭鉱業において、保安技術の確立により、炭鉱災害

の絶滅を図ることが何よりも重要なことは、いまさら申し上げるまでもないと思存じます。企業自主保安の徹底と国における保安技術の研究開発によりまして、早期に保安の確保が図られることを強く念願しております。

以上、北海道の石炭鉱業の実情と石炭政策についての所見を申し上げますが、私は石炭鉱業審議会の委員でもありますので、石炭審議の場でもこのことを主張してまいりました。国会におかれまして、石炭鉱業合理化臨時措置法の強化延長はもとより、石炭関係諸法の延長につきまして特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、最後になりましたが、北炭夕張新炭鉱の復旧、再建について一言申し上げたいと存じます。

北炭夕張新炭鉱は、開採してわずか六年目でありましたが、一昨年の八月と昨年十月にそれぞれ大きな災害がありまして、現在同炭は存亡の危機を迎えております。これまで北炭夕張新炭鉱の復旧、再建のため、国会及び政府から種々御支援、御尽力をいただきました。

一方、北海道といたしましては、地域社会への影響を考慮し、関連下請企業や地元商工業者に対する金融対策を初め、夕張新炭鉱に対する支援につきましても地方自治体として限度いっぱい努力を傾注してまいりました。北炭夕張新炭鉱は、現在会社更生手続の申し立て中でありまして、裁判所の判断とも深いかわり合いがございまして、しかし、何と云っても同炭の復旧、再建には相当の資金が必要であり、石炭政策を所掌する国の配慮がなければ再建はおぼつかない状況にありまして、今後さらに国の強力な支援につきましまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○枝村委員長 ありがとうございます。

○黒田参考人 全国鉱業市町村連合会の会長をいたしてあります大牟田市長の黒田様一でござい

ます。

石特委員会の諸先生方には、今日まで産炭地域の振興あるいは鉱害の復旧、石炭政策の各般にわたりまして、私ども地域の実情を十分御理解、御認識いただきまして、格段の御尽力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。全国の鉱業市町村長を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。本日は、提案されております石炭関係諸法につきまして、また、こうして市町村長の立場から意見を申し上げる機会をつくっていただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

最初に、石炭鉱業合理化臨時措置法の関係でございますが、先ほど知事からもお話が出ておりますし北海道知事からもお話が出ておりますが、第五次までの石炭政策につきましては、どちらかと言えば合理化、いわゆる閉山指向の答申が主力であったわけでございますけれども、六次から七次に至りまして、ようやく国内石炭の見直しということを指向しながら、前向きな施策が盛り込まれているというところでございまして、私ども炭鉱を持っております市町村といたしましては、大きな期待をこの七次答申にかけておるわけでござい

ます。ことに石炭産業は、炭鉱を持っております市町村だけではなくて、きわめて広域的な波及効果を持っておりますわけでございまして、その地域の石炭産業が伸びるかどうかということについては地域住民は多大の関心を持っておりまして、特に、最近の輸入炭との関係等につきましても、たとえば外貨事情、円の相場が高下することについてすら関心を持たなければならぬというほど大きなウエイトをわれわれの生活の中に持っているわけでござい

ます。したがって、今回出されました七次答申につきましては、ぜひ地域の基幹産業としての石炭の位置づけを明白にし、そして石炭企業経営に對しての安定を図るばかりでなく、地域住民に對しても安心感を与える施策としてぜひ強力に推進していただくようお願いを申し上げます。

でございます。

特に、この七次答申につきましては、施策に對しては、いまも申しましたとおり、いろいろと前進的な意見が盛り込まれておりますけれども、この成否はやはり資金的な裏づけにあるかと思ひます。この点につきましては、石特の諸先生方にはぜひ御尽力賜りまして、今後見通しのきく石炭産業というものを樹立していただくよう格別御願いを申し上げます。したがって、今回の石炭鉱業合理化臨時措置法は、提案されてお

りまして、従来例にならぬように五年間延長していただくように特にお願いを申し上げます。

これは、従前ほどの炭鉱の閉山がございませぬ関係上、離職者が出るというわけではございませぬけれども、現在稼働している炭鉱の労働者に安定感を与える意味からも、もちろん必要であると思ひます。さらに一面、今日までこの法律に基づきますところの緊急就労対策事業、あるいはこれをもちまして産炭地域の単に失業者対策という大きな目的ばかりではなくて、産炭地域の振興という目的にも即して社会投資としての大きな効果をなしております。そして、それは反面地域の事業としても定着をしておりますという実態からいたしまして、ぜひこれを今後継続をしていただきまして、離職者対策制度が地域に与えていた大きなメリットを今後も継続をさせていただきたいということが、私ども地方の行政を預かる者としてぜひお願いしておきたい点でござい

ます。したがって、この炭鉱離職者法につきましても、従前どおりに五年間の延長をぜひお願い申し上げます。次に、臨時石炭鉱害復旧法並びに賠償法二法の関係でござい

ます。鉱害の実態につきましては、先ほど亀井知事からもお話が出ておりますとおり、今日まで三十

年の鉱害復旧の実績はありますものの、なお六千億に上る残存鉱害量が残っております。平穩な生活をしてきた農民あるいは住民が、ある日自己の責任によらずに突然に農地が陥没をする、あるいは家屋が傾斜するという悲惨な状態があらわれたわけでございまして、この現象こそがいまの産炭地の疲弊を象徴する形でいまも残っております。この点につきましては被害者自身は何の責めも負うべきものではないわけでござい

ます。復旧法をぜひ延長していただきたいというこ

とをお願い申し上げます。復旧に当たりまして、従来三十年の実績に顧みまして、先ほど御指摘もあつておりました

が、鉱害復旧の対象の問題であるとかあるいは復旧体制の問題であるとか、それぞれにつきましまして、私どもの立場から言いますと問題点はなお残つておるわけでござい

ます。したがって、先般の石炭産業審議会の鉱害部会小委員会の論議の中でも、こうい

限切れになります。そこで、この臨鉱復旧事業をやつております事業団あるいは地方公共団体等におきましては、すでに来年度予算は計上されておりますけれども、事業は年度一年間あるいは七、八カ月というような長期にわたる事業計画が組まれるわけでござい

ます。その際に、予算はありま

す。したがって、七月三十一日以降にも継続することが明白なものであるから、

この点につきましては、七月三十一日以降にも継続することが明白なものであるから、

したがって、七月三十一日以降にも継続することが明白なものであるから、

の政策の中で、法律の改正やそういうことをしなくとも、広義な解釈でその方法はないのでしょうか、石炭特別会計の中で援助をしようという方法はないのでしょうか、ぜひひとつ、その点についての御留意をお願い申し上げたいと思うのでございます。

最後に、新しい石炭政策が出されて、これから二千万トン程度の石炭を出す、出さなければならぬ石炭産出市町村の責任があります。そのためには、やはりその炭鉱で働く労働者がきちっとそこに住んでくれないと、確保しなければなりません。いまの北海道の石炭を産出している市町村の生活環境は劣悪であります。そこに若い労働者が本当に住んでくれないと、暗い地底で石炭を出そうとしてくれるでしょうか。他に就職することができないからやむを得ず炭鉱に入っている、私はそういうふうな感ぜざるを得ません。特にこうした災害があれば、災害のことは別といたしまして、この二十数年間次から次と閉山してきて、北海道の産炭地はまことに疲弊そのものであります。ゴーストタウンであります。

私の夕張市は、千九百二十四戸の炭住がそのまま放置されて、青少年問題を惹起しております。学校はいまだにあの冬空に木造で、寒空で子供たちが手を凍えさせながら勉強しております。生活環境、文化、教育、レクリエーション、それに十分他市町村並みの生活をさせる、そういう環境をつくってやらなければなりません。

産炭地振興臨時措置法の十年延長で、おかげさまでその計画をつくり、やることができると思っています。新しい石炭政策の答申の中に、新しい環境づくりということがうたわれております。これを具体的に計画的に、単なる産炭法の十年延長ではなくて、どのようにその生活基盤づくりをしていくかというところに、これからの大きな石炭政策と石炭を掘り出さなければならぬ使命とのつながりがあるのだ、こう考えておるわけでありませぬ。それは、当然自治体の怠慢は許されませぬ。甘えは許されませぬ。みずからその構想を持ち、

みずから律すべきものは律して努力をしなければなりません。その決意を持ってあります。どうかひとつ、そういう意味でこれからの新しい石炭政策の延長をしていただき、そしてそこに働く住民が安心して石炭を掘り出し、生活ができる道を開いていただくことを心からお願いを申し上げます。私の陳述を終わらせていただきますと思います。(拍手)

○校村委員長 ありがとうございます。

○校村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀誠君。

○古賀委員 古賀誠でございます。本日は、四参考人の方々には大変御多忙の中を当委員会に御出席を賜りまして、大変貴重な陳述をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。時間の制約がございますので、早速参考人の方々にお尋ねをしていきたいと思っております。

まず最初に、亀井参考人にお伺いをいたしたいと思っておりますが、御案内のとおり、福岡県は、ただいまの陳述の中にもありましたように、かつてわが国唯一の資源であります石炭の日本一の産炭県といたしまして、わが国の戦後の復興、そしてまた経済の振興、発展に大きな寄与をしてきたわけでありまして、しかしながら、エネルギー革命によりまして、かつての石炭の産出地域が大変な

失業を抱える、そしてまた地域経済の冷え込み、また鉱害の発生等によりまして、大変厳しい局面に直面をいたしましたわけでありまして、当然、国といたしましても、産炭地域振興臨時措置法並びにその他もろもろの石炭諸法を施行することによりまして、産炭地域の振興と発展に努力をしてきたわけでありまして、何を言いましたも、その地域の責任者としての知事としての立場、そしてまた市長さんとしての立場の御苦労、また御努力というものは大変なものがあつたらうと思っております。心から敬意と感謝を表す

るわけでありませぬ。そこで、御案内のとおり、産炭地域振興臨時措置法は昨年十年の延長を見たわけでございますけれども、その基本の一つに、こういうことを答申をされております。その一つは、「地元みずからの発意と合意に基づく広域発展計画を策定し、国が定める基本計画、実施計画との有機的連携のもとで合理的な発展を図らせる」としてありますが、お聞きいたしますと、二月十九日には、産炭地域振興審議会の総合部会におきまして、この基本計画、実施計画の案の取りまとめが行われまして、通産大臣に答申が行われたやにお聞きをいたしております。当然、福岡県におきましても産炭地域の計画の策定されているようでありまして、この計画の实效性の確保と今後の県の産炭地域振興対策をどのように進められようとお考えになつておられるのか、お伺いをいたします。

産炭地の発展計画につきましては、地元の市町村長と十分な協議を重ねまして、地元十年間にわたる発展を十分考えながら、県といたしまして総合的な発展計画を策定をいたしましたわけでございます。問題は、先ほど申し上げましたように、この発展計画が紙にかいたものにならないようにするには、いろいろな施策がこれに重なるようにしなければなりません。もちろん、地元市町村の自助努力というものがその前提になることは言うまでもございませぬが、ただ、自助努力と申し上げても、疲弊し切つた市町村に財源的な負担能力がない場合には、国がいかなる補助事業、りっぱな補助事業を計画をされまして、これを実施するだけの受け皿を持たない、財源負担ができないために、せつつかのいい国の施策というものを地元で受け入れられない、ここに大きな課題があるわけでございます。

したがって、先ほどの陳述の中でも、この産炭地域の市町村の財政をどのように強化をしていくかという課題につきまして、三つの問題点をお願

いを申し上げたのでございますが、県といたしましても、このように、国の実施する事業、国の補助事業を受け得るような財源の裏づけを県独自で地元で支援をしたいという考え方のもとに、来年度の予算におきまして、新規事業として、乏しい財源の中ではございますが、特別の事業を行う場合の交付金の制度を新たに設けまして、五億円の予算を計上をいたしております。これによって国の補助事業を受け入れやすいような財源措置ができる。あるいはまた各市町村独自で行う事業、特に工場団地、住宅団地、商業団地等をつくりまして、今後の発展を促すという場合におきまして、県が市町村振興基金という制度を持つておりますが、これに産炭地域の市町村の特別枠を設定をいたしまして、低利長期の融資によつてこれらの事業を推進させる、こういうことでございまして、一応来年度予算では、一般の市町村としての振興基金のほか、産炭地域の市町村にもつきの三億円の枠を設定をいたしております。

この事業は初年度でございませぬ、また県の財政が非常に乏しい折からでございませぬので、総額で八億になります、今後この額を、交付金におきましてもあるいは市町村振興基金にいたしましたも枠を拡大しながら、十カ年間の最終目標へ向けて十分に地域の発展の基盤となる財政の裏づけに努力してまいりたいと思っております。

○古賀委員 どうもありがとうございます。大変厳しい財政の中でございませぬ、疲弊いたしておりませぬ、産炭地の一日も早い浮揚のためにおきましても、御努力をお願いしたいと思っております。

続きまして亀井参考人と、石炭鉱業審議会の委員でもあり、また鉱害部会のメンバーでもあり、逆に取りまとめられた方かと思えますけれども、黒田参考人、お二人に、このたびの鉱害二法の改正案につきまして御質問をさせていただきます。御案内のとおり、今日残存鉱害はまだ六千六百七十億とも言われております。ちょうど十年前の

ら、道といたしまして、地域住民対策、石炭エネルギーの確保、地元産業の振興という観点から、できるだけ協力はしなければならぬと考えておりましたが、同鉱の一月から三月の資金対策として、国からも道の支援協力方について強い要請がございましたので、道といたしましては種々検討いたしました結果、北炭真谷地炭鉱が北炭夕張新炭鉱から買収いたします発電所の購入資金に対して、信用保証協会の保証によって制度資金として二億円の措置を講じたほか、道議会とも相談を行いまして、異例中の異例の措置といたしまして、金融機関が融資する五億円と据え置き期間に相当する金利相当額八千六百万円、合わせて五億八千六百万円の道の損失補償を知事専決処分、これは議会の了解を得ましたが、この処分によって措置をいたしたものであります。

そのほか、地方行政の長としまして、当然のことながら地元の起債の問題、あるいは先ほどのお話もございましたように、市町村振興補助金あるいは市町村振興基金、これらを今年度分は一応適用しましたが、次の段階でもさらにこれを拡大するよういかに協議中でございまして、あるいは市の住宅とか炭鉱の廃屋の整理などにつきましても市が行う場合に、道からこれを融資するという道も講じたり、あるいは高校生の授業料の減免、またこれも当然でございますが、弔慰金の支給あるいは離職者就職相談、こういうようなことのほか、地方自治体としてもいろいろございまして、今後ともさらに努力をしてみたい、このように考えております。

○古賀委員 もう時間が来たわけでございますけれども、もう一点だけ堂垣内参考人にお尋ねをしておきたいと思っております。

現在、この北炭夕張新鉱は会社更生法の申請によりまして裁判所にその判断をゆだねられていくわけでございますけれども、今度の第七次答申にもあるように、二千万トン体制の維持ということも考える場合に、この新炭鉱というものは非常に意義深い炭鉱になろうと私は考えておるわけでございます。

ございますが、この再建には、しかしながら相当の資金も必要とするわけでございます。同鉱の再建を図るため、北海道知事として今後国にどういった支援を求めようとお考えか、ありましたら、ひとつ簡単に結構でございますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○堂垣内参考人 ただいま申し上げましたように、今回の措置は異例中の異例でございます。国ともよく相談し国の要請も強うございまして行つたわけでありまして。特に私は十二年間知事をやっておりますが、私の代になりましてからは閉山ばかり続いておりました、われわれの方としましては分担としては中小炭鉱が主力でございます。したがって、今後、資金の需要等につきましては、会社あるいはそのグループの自助努力、またどうしても国によりまして強力な資金援助といえますか、助成策の強化といえますか、これを強くお願いしたいのであります。

○古賀委員 どうもありがとうございます。終わります。

○枝村委員長 中西續介君。

○中西委員 議会等がある中で、大変多忙な中でさようこうして参考人としておいでいただきましたことに対しまして、心から敬意を表すると同時に、また、大変多くの問題を抱えておられますだけに、私たちがこの点についていろいろお教えを願いたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のない意見を申し述べていただきたいと思います。

そこで、私は福岡県知事と大牟田の市長さん、二名の方に質問を申し上げたいと思っております。時間の関係がございますので、一括して申し上げます。

まず知事さんにお聞きしたいと思いますのは、炭鉱離職者の問題でございます。先ほども陳述の中にもございましたが、緊就、開就問題につきましては、特に緊就の場合全国で二千六百人前後いるわけでございますけれども、その大部分が福岡に集中しているという現状であります。これが五十七年度予算の中では、二千四百五十人を二千四百

人、開就三千二百を三千百人にと、そうした中で予算削減等が出ております。これに対応しまして、大牟田の市長さんも申されておりましたけれども、この両事業は失業者対策のためのみでなく、産炭地域振興、この十年の延長とのかかわりの中で大変重要な位置づけに福岡県においてはなっておりますと私も聞き及んでおるところです。

そうしたことからいたしまして、その社会的投資あるいは先ほど大牟田市長さんも申されたように、地域における大きな事業として位置づけをされるならば、地域経済に対する大きな影響がある、メリットは大変大きなものがあるということをおっしゃられておられますが、この点について、特に人員削減とあわせてこの福岡県における位置づけ、今後特に産炭地振興の問題とあわせてどう処理をされていくのか。そして政府に対する要求はどういう点にあるかということをお述べいただきたいと思っております。

それから二つ目は、鉱害問題でございます。法は現行どおりということであるようでありまして、けれども、福岡県鉱害対策連絡協議会として出されました要望書なり、さらに昨年十二月十七日に出された石炭鉱業審議会からの答申を見ましても、現状残っている問題等につきましては大体一致するところでありまして、この中におきまして制度の強化あるいは鉱害処理体制の強化など、地方公共団体の財政負担の軽減等を含みまして幾つか挙げられております。特にまた、その中におきまして制度の強化策、赤水湧水、あるいは農地、家屋などの追加工事、あるいは有資格復旧に伴う農地の効用未回復に対する補償金の問題等々とあわせていろいろ問題が出ておられるし、さらにまた人家以外の地域におけるいろいろな問題等たくさん出ておられます。

その中で最も重要視しなくてはならない点、この点は何であるのか。特に、法は現行どおりであるというけれども、ぜひこの点は重大であるというところで御希望がございませば、この点を申し述べていただきたいと思っております。

次に、黒田市長にお伺いをいたしますけれども、その一つは合理化法にかかわる問題でございます。先ほど黒田市長も、さらに夕張の市長も申されましたように、石炭の位置づけを明確にするということ、そして地域住民に対する不安感をなくするような施策として、見通しを明確にしながらなすのではないかとこの指摘が御両名からなされたわけでありまして、こうした中で、皆さんから出されておられます要望書なり決議書などをずっと拝見をさせていただきますと、幾つかの点が大きくここに挙げられております。

新鉱開発問題から生産体制の確立、あるいは企業収支改善、あるいは炭鉱保安、労働力など、挙げるとたくさんございますけれども、そうしたものが希望が持てる方向に向けて何としても確立をしていかなくちやならぬわけでありませうけれども、その際に、いま最も重要だと思われる、大牟田における市政の側から見た場合にこの内容について、二御意見がございましたら、特に重要な点を挙げていただきたいと思います。

二点目は鉱害二法の問題でございますけれども、先ほどの御意見の中に、いろいろ改善の方向として問題指摘がされておられるようでありませうけれども、特にこの答申をつくられた一員としても参画をされておられると聞いておられるので、その中で特に地方の意見を聞いてほしいということが言われておりましたけれども、この地方の意見というのはどういうものを指しておられるのか。そしてさらに、法は現行どおり、法律変更するという意図はないようでありませうけれども、そうした中で特にまた重要視しなければならぬ点がございませうならば、短時間でございませうから十分ではないと思っておりますけれども、御意見をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○龜井参考人 お答えを申し上げます。

第一点は炭鉱離職者の就労問題でございます。

何ら働く者の責任でもないエネルギーの転換政策の犠牲となりました炭鉱職者に就労の場を与え、生活の安定を図るということは、国として大きな責任であると考えられておるのではありません。したがって、いままでの失業対策事業というもので賄い切れない職者に對しまして、炭鉱職者就労事業あるいは開発就労事業、こういうものの事業を次々と政府にお願いをいたしまして実行してまいってきただけでございませぬ。

その方々の中にも、相当の年数の経過の中で老齢化を遂げまい、あるいはまた病弱者が出てまいるといふ現状の中で、あるいはまた石特会計の財源が減少しているという政府の財政事情の中で、われわれはどういう調整を図るべきか。ただ政府に對して責任を持ってやれと言っただけでは現実問題の解決になりませんので、政府の施策に對応いたします地元の対策として、来年度予算で、たとえ緊急就労事業につきましても、全国で四百人の枠で自立のための予算措置をしております。本県はその中で三百五十人の割り当てを受けておるわけでございます。

この事業は、自立しようとする炭鉱職者に百万円の自立資金を給付するものでございまして、それについて国は八〇%、県は二〇%の財政負担は受けるのでございますが、本人の希望によつて、あるいは自立したいあるいは百万円をもつて小さいながらも店を開きたいという希望者も中にはあるかと思ひます。この制度はあくまでも強制的なものではございません。本人の希望に従つて自立資金を交付いたしたのでございまして、私らは、これらのことはすべて炭鉱職者の自主的な判断に従ひまして、生活の今後の安定を図る努力に對し必要があれば県の財政援助もしたい、こう考へておるのでございます。

次に、鉱害問題でおまへは一体何を一番重点的に実現したいか、してもらいたいかという御質問でございますが、この問題は、結局国の財源の裏づけがあれば、十一年間の延長ができませんならば一応でございます。六千億の残存鉱産であります。

たとえば毎年六百億を超える国の予算が計上されるならば、計算の上では十年後には解消するはずでございます。基本的には、まずそういう財政の裏づけ、国の予算の増額というものが一番大切だと思つておるでございます。

次は、復旧事業の実施に当たりましては、先ほども意見を申し述べましたように、国の責任においてすべて事業を実施する、言うならば鉱害事業団の手によつてすべての事業を総合的、一元的に行うというのが効率的な運営の基盤であろうかと考へております。市町村の財政能力に成りまして十分財政を強化し得るような国の別途の措置、言うならば、この鉱害対策というものは単に通産省の所管だけではなくて、政府の各省各庁にわたります総合的な対策の上において初めてその効果を上げるものでございませぬので、こういう面についての政府の総合的な協力を努力を私らとしては要望したいと考へております。

以上でございます。

○黒田参考人 石炭合理化法の関連におきまして、三池地区において石炭政策、なかんずく地元民としてどういったものに関心をもち、要望したい点があるのかということでございますが、この点につきましても、私も石炭政策自体について詳しく存じておるわけではございませんが、先ほど申しましたように、需給の安定を図つていただくということがやはり大きな問題であると思つております。

貯炭も相当減つておりますけれども、これは決して安定した要因によるものではないと思ひますし、特に今回、基準炭価の問題についても廃止の方向にあるとは言ひますが、単に石炭がコマースレベルだけの取引では、炭炭格差なり油炭格差の問題から、必ずしも安定しているとは言えない。そこにはやはり政策的な力添えが必要ではないかという意味からしても、需給安定についてぜひ政策的な考慮をお願いしたいという点がございます。第一でございます。

次は、保安上の問題について十分の監督体制を

とつていただく、先ほど夕張市長申されたとおりでございます。一朝にしてどん底に落ちるような危険性をはらんでおるような点もありませんので、こういう点については格別の御配慮をお願いしたいと思つておるわけでございます。

次に、鉱害復旧に關連して地方の意見はどういうものがあるか、先ほど私、説明をしております中であるいは誤解があったのかも思ひますが、これにつきましては鉱害部会の審議の中で地方の意見はそれぞれの団体から陳述をいたしておりました。この答申の中に目標、その解決策というものが幾分出されておられますけれども、多くは問題指摘にとどめられておる点があります。この点は、それぞれの地方のそれぞれの団体から提起されて、そしてまだ結末のついていない問題として残つておりますので、これが地方から提出されたものであり、今後の課題であるというふうに私ども考へております。

○中西(總)委員 時間がございませぬので、離職者対策について黒田市長にもう一度お伺いをしたいと思ひます。

緊就、開就についてのいろいろな諸事業を行う場合の財政的な問題等多くの問題を抱えておるわけでありまして、先ほど申しましたように、産炭地振興の十年間の延長の中に、大牟田市政の中でどう位置づけていくのか、特に地域開発とかかわり等を含めて大変重要な位置づけになつておると思ひます。

それともう一つは、申されました地域経済に対する影響が大変大きく出てくるのではないかと、このことが言われておるわけでありませぬけれども、この点、具体的にもしあれば、お聞かせをいたしたいと思ひます。

○黒田参考人 これは炭鉱職者の問題でございますけれども、緊就、開就の事業は、先ほど申しましたように、地域の公共的な事業に大きな役割を果たして今日まで来ております。特に一般財源に乏しい産炭地市町村、私どもの市におきましても、大きな役割りを果たして今日まで来ておる

わけでございます。これが万一幾らかでも取束の方向にでも検討されるということになると、それ自体について、労働者なり何なりの考え方について、それをとやかく言うわけではございませんけれども、私どもとしては何としても残していただきたい。

もしも他との均衡上さういったことが配慮されるとするならば、産炭地域振興あるいは先ほど申しましたとおり、社会投資としての効果のある制度に前向きにむしろ乗りかえていく、失業者対策と同時に、地域にさういったメリツトを与える施策の方向に転換していくことが配慮されなければ、単にいままでの事業を収束するということだけでは、地域としてはなかなか納得し得ないし、さういふ点については十分配慮をし、整合性を持たせ、さうして将来の産炭地域の振興にも役立つという前向きの中で、さういったものが解決されるようにお願いをしたいと思います。

○中西(總)委員 以上で終わります。

○枝村委員長 岡田利春君。

○岡田(利)委員 堂垣内参考人にまずお伺いをしたいと存じます。

先ほど御意見を拝聴いたしておつたわけですが、特に北海道の一つの柱の産業として石炭産業があるわけですが、その中で特に石炭の果たしている役割りという意味では、北海道の電力料金にも私は大きな貢献を果たしておるのではないかなと思つておる。先般、奈井江の三十五万キロの火力発電所が石狩川のはらんで水害を受けて、大体半年間休止をしなければならぬということになつたわけでありませぬ。ちやうどまだ電力料金の認可前でありましたから、通産省は、これを油で代替をする場合の燃料費のマイナズとして五十億円を突はせる場合に合せて認められたわけでありませぬ。私はかねて、北海道においては三十五万の油の火力発電所と苫東厚真の三十五万の石炭火力発電所では、今日の油と石炭の価格バランスからいって、年間燃料費は百億円違ふというこ

とを指摘しておるわけでは、

また、過去の例を私なりですつと調査をしてまいります。油と石炭の関係では、石炭火力が油よりも高かったという時代でも、円レートが百八十円台に突風的に高くなつたわづかの期間を除いては、やはり石炭は北海道においては油に比べて経済性を保つてきた、いわばそれが道民に還元をされてきたのではないかと、こう私は判断をいたしておるわけでは、この点について、知事の御意見をこの機会に承つておきたいと思つておるわけでは、

○堂垣内参考人 お答えいたします。

いま御指摘ございましたように、特に電力におきましては、北海道の豊富な石炭を燃料として今日に至つておるわけでありませう。いま御指摘もいただきましたが、また別な観点で見ますと、ちよつと昭和二十九年から四十九年までは安定した価格で推移してまいりましたので、即これは道民の側にとりまして便宜があつた、私はそう解釈するのであります。したがつて、今後とも電力会社と産炭地関係の会社、生産の方との調和といふべきか、よく共存するように今後とも指導も、また説得もしていきたい、このように考えております。

○岡田(利)委員 次に、私は、炭鉱間格差ということとは第七次政策におけるいわば目玉商品だと申し上げていいのではないかと申すので、海底炭鉱四炭鉱からそれぞれ安定補給金二百円を他の炭鉱に振り向ける。北海道に限つて言いますと、海底炭鉱である太平洋炭鉱、そして空知の急傾斜炭鉱、そして幌内、あるいはまた南大夕張、今度の災害の新鉱、これらに格差配分しますと、大体太平洋炭鉱二百五十円に比べて、急傾斜炭鉱はプラス九百円、そしてそれ以外の空知の平層の炭鉱についてはプラス四百円が積み重なるという、この点は従来は言葉では言つたけれどもいざとなつてはなかつたのであります。すでに五十七年度の予算案の中にこれらは組み込まれておるわけでありませう。そういう点から考へて、北海道の場合には非常に炭鉱間の格差が大きいわけでありませう。

で、果たしてこれで安定できるかどうか、私は非常に心配をいたしておるわけでは、したがつて、北海道内の炭鉱の情勢からいって、炭鉱間格差の是正についてはいさ少し工夫をしなければならぬではないかという感じでも私も国会で議論をいたしておるわけですが、この機会に知事の御意見を承つておきたいと思つておるわけでは、

○堂垣内参考人 いま御指摘いただきましたが、道といたしましては、炭鉱間の格差の是正につきまして国に從來から強く要請をしてきたのであります。国におきましては、急傾斜炭鉱に對して五十七年度から安定補給金の増額交付を予定しておりまして、私どもの要請がかなえられませんでしたことはまことに喜ばしいことと考えておるわけでは、

○岡田(利)委員 北海道はすでに新鉱開発の地点についても国で可能性の調査が進められてまいつたわけでありませう。堂垣内知事は、新鉱開発について国との積極的な取り組みを先ほど要望されたわけでありませう。もちろん、その鉱区の所有者の企業としての積極性、これを支える国の政策の積極的な展開、同時にまたこれからの新鉱の開発は道及びそれぞれの市町村の、自治体の協力がなかつたとなかなか新鉱の開発はむずかしいという局面に入つておるのだらうと思つておるわけでは、

○堂垣内参考人 新鉱の開発につきましては、いま黙つておられますとじり貧になつていくようなムードの中で、資源がたくさんまだあるわけではございませんので、特に北海道におきましてはたくさんひとつ調べていただいて、そうしてその可能性を早く確かめてもらいたい、こういう意味で、従来四カ所ほど挙がつておりましたうち二ヶ所が、いま有望というようにござつておるわけでは、

○岡田(利)委員 今次夕張災害に基づく夕張新炭鉱の再建問題でありますけれども、非常に重大な局面に差しかかつておると思つておるわけでは、いづれにしても、会社更生法の適用申請がなされず、受理をされれば、今度は管財人の選任が行われなければならないわけでは、

○岡田(利)委員 今次夕張災害に基づく夕張新炭鉱の再建問題でありますけれども、非常に重大な局面に差しかかつておると思つておるわけでは、いづれにしても、会社更生法の適用申請がなされず、受理をされれば、今度は管財人の選任が行われなければならないわけでは、

○堂垣内参考人 北炭夕張新炭鉱の復旧、再建につきましては、先ほども申し上げましたように、道といたしましては、道議会とも相談しながら、異例中の異例として七億円の融資の措置を講じたのでございませう。道民の意向としましては、いま御

指摘もありましたが、石炭政策を所掌する国の支援に大きく期待しておるのでございませう。いま裁判所の更正開始決定のかわり合ひもございませうけれども、今後の同鉱の再建につきまして、その必要とする資金につきましてはぜひ国の特段の御配慮によつて措置していただきたい、このことを強く望んでおるのであります。

○岡田(利)委員 中田参考人にこの機会にお伺ひいたすけれども、夕張炭鉱の場合には、災害発生以前も長い間再建計画を組み上げて、それぞ

○中田参考人 当初、災害発生間もなく、滞納から全部含めまして、それから市から直接お貸ししておりました三億円、これを含めまして約十三億円でございます。この場合、北炭関連会社として真谷地炭鉱の滞納も二億三千万円程度ございませう、これも含めて年度末までは入らないのではないかと考へた十三億円でございます。これについては会社と話し合つて、出納閉鎖期までは何とかこれは納入するということになりまして、それで十一億円でございますが、さらに北海道または自治省のいろいろな御援助を賜りまして、起債のかさ上げ等、ことしも御配慮をいた

三億円は直貸ししておる金でございますから、これは当面、この金を取る取れないという判断をいたしかねる問題であります。会社更生法との、債権との関係がございませうから、これを一応別勘定といたしまして、帳じりとしては七億円の何らかの帳じり合わせの資金手当てをすれば何とか切り抜けることができる、こう当面お願いをしてお

るわけでございます。

○岡田(利)委員 きのうも、細谷委員から、自治省に対していろいろ夕張市の財政対策について当委員会が質問が行われておるわけです。なかなかまだ災害の復旧、再建の方向も定かでないという点で、この時点でびしっと自治省自体も判断することは非常にむずかしいと思うのですけれども、少なくとも、こういうときに夕張の実態を認識をするという点もございまして、そう考えてまいりますと、われわれは当面やはり四十四名の遺体の救出を図ると同時に、この山が一体再建できるのかどうか、ここに問題点があるんだと私は思うのです。

その中で一つ私どもが聞いているのは、夕張炭鉱の病院問題が非常に社会問題になって、四月一日から、夕張市としては厚生省とも連絡をし、打ち合わせをし、病院の委託経営といいますが、そういうことに踏み切られたという話も聞いています。この点いかがでしょうか。

○中田参考人 病院問題も大変深刻でありまして、災害発生以来医者や看護婦が、もう三月いっばいでやめたいという二十数名が出てまして、そうなる、一般診療を閉鎖せざるを得ないような情勢が出てまいりました。私は、自治体をつかさどる長として、やはり市民の医療、安全を保つという意味で何とかしなければならぬ。したがって、将来市立病院にすべく道にもいろいろとアドバンスを受けながら手続をやつてまいりますが、時間が多少かかるわけでありまして、その間、四月一日から医者にとどまつてもらうために、会社から委託契約を受けて、いわゆる収入支出の管理をするという点で、問題は、この医者や看護婦の期末手当が大手並みに支給されるということにしてやらなければ、いまだきお医者さんが年末手当が五万だ十万だではとてもいれるはずがありません。

そういうことで何とかしなければならぬと思つていますが、いま自治法上、民間から自治体が委託を受けて経営をするということが可能であるか

どうか。それから、厚生省の認可でいま手続を取り進められておるわけで、いずれにしても、四月一日からどうしてもやらなければやはり四万市民の安全は保てないということ、いま取り組んでおる次第でございます。したがって、市立病院の移管問題は、これは別の問題として、できるだけ早い時点とすれば、それは十月一日ごろに市立移管にすべく積極的に取り組みたい、こう考えております。

○岡田(利)委員 きのうも夕張の再建問題で政府との間にいろいろ議論をいたしたわけでありまして、私は、再建の案というものは現実から離れられない、いろいろな案は描くことができるんだと思うのです。しかし、今日のあらゆる石炭の政策の制度というものを十分踏まえて、そしてまた会社更生法の適用を申請をした会社である、裁判所の管轄下にあるということも踏まえて、そしてこの問題について最終的な方向を出さなければならぬのではないかと思ふのです。そうしますと、先般望月調査委員がすでに裁判所に報告書を出されておりますけれども、この面では政府としてもなかなか無理がある。だがしかし、更生計画が決定されれば石炭政策は全面的に適用できる、このことは明確に述べられておるわけです。したがって、更生計画の中に財政資金を含めて計画することも別に問題がないわけでありまして、

そこで、私は、この時点でこの再建を考える場合に、再建をさせるというところが最優先でなければならぬ。とにかくこういう案では考えられない。この案でどうなるのか、この案がだめだからやめるということ、やはり私はまずいと思ふのです。やはり再建をさせるということ、最優先で、どうしても一体再建の計画が組み立てられるかというところに最終的には結論の方向をしようといかなければならぬ時期に来た、こう私は判断を申すは実はいはしておるわけです。

そういう意味で、私も中田市長の気持ちも同じじゃないかと思うのです。できるだけ雇用も多、出炭規模も多くして再建ができれば一番べ

ターであります。しかし、それができないからといってもう安易にやめてしまふということ、これはまた下の下だと思ふのです。だから、やはり最大可能性を追求して残すという点にすべての関係者が最終的には結論を下さざるを得ないのではないのか、私はこういう気持ちを持つておるのですが、この点、市長の気持ちも率直に承つておきたいと思ふのです。

○中田参考人 いま再建計画、会社更生計画の前提となる再建計画が会社で練られて労働組合に提示し、そして通産省にそれをまたいろいろ伺いを立てている段階で、いまの計画は非常にむずかしい、これではとても再建計画にならないということの判断をされているというふうに向つております。私も中身を見させていただきました。これはやはりひとえに北炭が今日まで、この数年間、計画が出るたびにその計画どおり実行されていなかった、この不信感が相当大きいのではないかと、まず一つは、それから、やはり技術陣のいろいろな計画がエネ庁としてなかなか認められないものが、人員計画も含めてまだまだあると思ふわけでありまして、

私は、自治体の首長として、何とかやはり夕張市民が一人でも多く夕張に住んでもらつて、一人でも多く働いてもらいたい気持ちは万々であります。が、基本となる再建が成り立たないのであれば、いま先生がおっしゃるとおりでありまして、やはり再建計画としてきちつと成り立つものを、やはり再建計画として、それを通されてからまた新しい構想を立てていくということであればいいんです。いまの段階でやはり技術的にまた経営的に、人員配置的に可能なものを、成り立つものをつくり上げて、ぜひひとつ一日も早く明るい展望を出してもらいたい、私はそう思つております。

○岡田(利)委員 終わります。

○枝村委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 本日は、各参考人におかれましては、遠いところまた御多忙の中をおいでいた

きまして、また切実な御意見陳述もいただきました。心から敬意を表します。わが国の重大なエネルギー問題についての石炭については、先日から審議会、そして企業、さらには働く皆さんの代表に来ていただきました。いろいろ御意見をいただきました。きょうは、また地元で一番御支援をいただかなければならない責任のある方々の御意見をいただきますし、ひとつ率直に具体的にお教えをいただければありがたい、このように思つております。また、昨日は、法案の審議に当たりまして、この石炭産業の一番基盤と言われます安全、保安上の問題等についてもいろいろ議論いたしました。夕張のいまの岡田委員の問題等についても、いろいろ貴重な論議がなされたわけでございます。そこで、きょうは時間制約されておりますから、私は二、三点簡単に御尋ねをしていきたいと思ひます。まず亀井参考人にお尋ねしたいのですが、全国の鉱害の大半が福岡県に集中しておるといふ実情をお聞きしました。このための鉱害二法の十年延長に対して期待もお持ちになっております。しかし、幾らかの不安も残つておるようですが、どうしては酌み取れるわけでありまして、どうしようか。今度の十年延長は最後の機会だとも言われております。本日に鉱害復旧が十年間でできるのかどうか、いかがなものでございませうか。率直にひとつお聞かせを願いたいと思ひます。

○亀井参考人 お答えを申し上げます。先ほどもお答えを申し上げましたが、鉱害復旧という事業は、結局は予算の裏づけ自体が問題の解決の基本でございます。したがって、六千億の残存鉱害量であるとするならば、毎年六百億円だけ国が予算を計上するならば、算術的には十年間で解消するという性格のものでございます。もちろん単純に私が申し上げただけでございますが、したがって問題は、国の予算がどの程度計上されるかということで、鉱害復旧の実績がはかれる

のでございます。もちろんそのほかに、国の予算を有効に活用し、一日も早く鉱害復旧ができるための諸施策、それは通産省だけでなく、各府庁の協力体制も要りましょうし、あるいは鉱害復旧事業の一元化、言うならば鉱害事業団の手によって一元的に総合的にこれを実施する。いろいろな枝葉の問題はございますが、問題は、国の予算に対して政府がどの程度意気込みを持って計上し得るかということにかかっているかと思えます。

○田中(昭)委員 そういふ点について先ほどからずとお聞きしたわけでございます。いままた力強い知事の御意見を聞いたわけでございますが、やはり何といたしまして、どんな施策でも、それが実際実行できるということでない、地域住民また地域の発展についてもいろいろ問題が起こつてくる、私はこのように思いますから、一段の努力をお願いする次第でございます。

○亀井参考人 産炭地域振興の決め手でございます。臨時措置法の十カ年間の延長が先生方の御努力で実現できましたが、これを紙の上に書いたものとしないうちに具体的な年次計画の実行ができません。何と申しまして地元市町村の財政力がその基盤になるわけでございます。したがって、今後の地元の市町村の財政力を強化するために、たとえば自治省所管の地方交付税の産炭地補正というふうなもの、あるいは国の制度であります特別交付金制度、こういうものを、あるいはまた本年度から始まりました特別事業交付金制度、こういういろいろな国の制度を十分尊重して考えます、こういう回答を得ておられます。地元の関係町におきましては、これらのボタ山処理の上に地域発展計画をつくるための総合的な調整機関、協議会を設置いたしました。われわれとしまして、この協議会の活動に対して全面協力をいましておるわけでございます。全部ボタ山を除去するということは、経済性の上からいって不可能に近いのでございます。ある程度ボタ山の上部をならしめて、そしてそこに新しい住宅団地あるいは緑地帯、こういうものををつくるという計画がいま具体的に練られておるわけでありませう。

○田中(昭)委員 堂垣内並びに中田参考人にお尋ねいたしますが、先ほどからお聞きしたことの重複となつて、はなはだ恐縮でございますが、北海道の置かれております今後の発展という中で、昨年のあの夕張の事故、ということ、結局は地域の住民の皆さんがそういう暗い環境の中で何か新しい希望を見つけて出して、それがきっかけになつて地域の発展をというお気持ちがあるように私は受け取りました。

そこで、土地利用についての経過を、御存じと思ひますが少し申し上げますと、十四、五年前に、地元の強い要望を受けられまして、何といたしても県に窓口をつくるべきであるというところで窓口がつくられております。そして利用の青写真等もできたておいてあります。その後それがそのままになつておりました。十年ぐらいい前ですが、国鉄がまたその利用についてはいろいろ問題を投げかけました。新幹線それから地下鉄の車両基地にするとか、なんとか、そういうことで延び延びになつておられます。昨年はまた知事さんからいろいろ構想が発表になつたようでございますが、いずれにしても、私は鉱害の一例として申し上げておるわけで

幸いに、福岡市の東平尾公園に、昭和六十五年第四十五回の国民体育大会の誘致が内定をいたしました。そういう関連において志免町のボタ山の処理とこの国体のメインスタジアムの建設、こういうものを絡めながら地域の発展というものを考えていきたい、こう考えております。

○田中(昭)委員 先ほどから、産炭地域の町村が大変お困りになっておられますというところでございませう。また、その御支援をいただかなければ国の施策も実行できないわけでございますが、この産炭地域の町村は、炭鉱の閉山に伴ひまして、鉱害復旧等の特別な財政需要が大変ふえておられます。御案内のとおりでございます。そのために赤字の町村がふえて、大変知事さんもお困りになつておるとお聞きしておりますが、今後どのような処置を具体的に考えておられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中田参考人 先ほど私申し上げましたが、新鉱開発、消滅区域の再調査がやはり必要である。特に現存する炭鉱には、それだけの石炭を掘り出す働く人方がいらつしやるわけですから、やはり引き続きその地域で石炭が掘り出せるような新鉱の開発が必要だ。

○亀井参考人 産炭地域振興の決め手でございます。臨時措置法の十カ年間の延長が先生方の御努力で実現できましたが、これを紙の上に書いたものとしないうちに具体的な年次計画の実行ができません。何と申しまして地元市町村の財政力がその基盤になるわけでございます。したがって、今後の地元の市町村の財政力を強化するために、たとえば自治省所管の地方交付税の産炭地補正というふうなもの、あるいは国の制度であります特別交付金制度、こういうものを、あるいはまた本年度から始まりました特別事業交付金制度、こういういろいろな国の制度を十分尊重して考えます、こういう回答を得ておられます。地元の関係町におきましては、これらのボタ山処理の上に地域発展計画をつくるための総合的な調整機関、協議会を設置いたしました。われわれとしまして、この協議会の活動に対して全面協力をいましておるわけでございます。全部ボタ山を除去するということは、経済性の上からいって不可能に近いのでございます。ある程度ボタ山の上部をならしめて、そしてそこに新しい住宅団地あるいは緑地帯、こういうものををつくるという計画がいま具体的に練られておるわけでありませう。

○田中(昭)委員 堂垣内並びに中田参考人にお尋ねいたしますが、先ほどからお聞きしたことの重複となつて、はなはだ恐縮でございますが、北海道の置かれております今後の発展という中で、昨年のあの夕張の事故、ということ、結局は地域の住民の皆さんがそういう暗い環境の中で何か新しい希望を見つけて出して、それがきっかけになつて地域の発展をというお気持ちがあるように私は受け取りました。

○田中(昭)委員 先ほどから、産炭地域の町村が大変お困りになっておられますというところでございませう。また、その御支援をいただかなければ国の施策も実行できないわけでございますが、この産炭地域の町村は、炭鉱の閉山に伴ひまして、鉱害復旧等の特別な財政需要が大変ふえておられます。御案内のとおりでございます。そのために赤字の町村がふえて、大変知事さんもお困りになつておるとお聞きしておりますが、今後どのような処置を具体的に考えておられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中田参考人 先ほど私申し上げましたが、新鉱開発、消滅区域の再調査がやはり必要である。特に現存する炭鉱には、それだけの石炭を掘り出す働く人方がいらつしやるわけですから、やはり引き続きその地域で石炭が掘り出せるような新鉱の開発が必要だ。

等のいろいろな意見を聞きますと、こうした新炭鉱のような災害が出てきて、経営上やむを得ず閉山に追い込んだというその消滅炭鉱で、まだまだ二十年や三十年もつだけの石炭量はあるはずだというようなお話があります。これは技術者としてのプライドがありますから、いろいろそういう点での論議をこれから呼ぶことになると思いが、この際、日本のエネルギー政策上、石炭の重要性から考えれば、そういうことも乗り越えて、本当の意味の炭量調査をすることによって石炭を産出することもでき、そして産炭地自治体も長延びをすることが出来るものだ。ぜひその調査を積極的に取り運びをお願いしたいものだ、かように考えておる次第であります。

○田中(昭)委員 ありがとうございます。

○枝村委員 ありがとうございます。

○小淵(正)委員 参考人の方、大変御苦労さまです。特に産炭地のたぐさんのむずかしい問題を抱えられて、その責任者であられる皆さん方のいろいろな御意見、本当にありがとうございます。

まず最初にお尋ねいたしますが、鉱害関係、炭鉱離職者関係、その他これからの問題の処理に当たつてのいろいろの要望事項等も出されたわけでありまして、いろいろ御意見が出された中で、石炭鉱業合理化臨時措置法については、法の延長については触れられておりましたが、法の中心については、もっと充実強化するという、何かそういう意味での御意見がなかつたような感じがするわけでありまして、端的にお伺いしますが、そういう点について何かお考えをお持ちであれば、お聞きしたいと思うわけでありまして、亀井知事と堂垣内知事で結構ですから、もし何かそういう意味でのお考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○亀井参考人 石炭対策というものは、総合的な効果を上げなければよい結論は得られないのでございます。そのためには、財政的な問題もございまして、あるいは事業執行の面もございまして、

う。あるいは炭鉱離職者の処理の問題もございまして、あるいはまた地元市町村の財政力を強化する問題等種々あるわけでございます。その中で法律で期限を限られた問題につきましては、われわれは産炭地域臨時措置法の際も、また今回の鉱害二法の問題についても、期限延長という中で政府の手厚い施策を要求をし、またその実現をお願いするという姿でございまして、私らは地元でございまして、自助努力をいたすことは当然な責務であると考えております。

しかし、その自助努力にいたしましても、財源不足の地方公共団体には限界があるわけでございます。石炭産業の後遺症という問題は、何で起こつたかということも考えますと、結局は国のエネルギー政策の転換によって生じたものでございまして、私には、国の責任においてこの問題が処理されるべきであるという基本的な考え方を保持しております。しかし、政府の財政事情等も十分勘案しながら、ただ観念的に政府を攻撃するというのではなくて、具体的な問題として現実的な解決を図る努力をこれからもしてまいりたいと考えております。

○堂垣内参考人 いま亀井知事から申し上げたのと同じでございますが、私は御発言をチェックいたしまして、繰り返すようでございますが、やはり最初に陳述申し上げました五つの意見、このことについてさらにお願ひしたいというところでございまして、第一は基準炭価の問題、これをしっかりとやらせてもらいたいというところでございまして、第二は炭鉱間格差の是正でございます。それから第三は労働力の確保でございます。それから第四は新鉱開発についてでございます。第五は保安の確保、こういうことでございまして、

これらを強く願つておるのでございますが、私の方は閉山で苦しんでおられますが、目下稼働しているところも活発なものもございまして、閉山と稼働の両方の合併したいものが多いわけでございますので、強いて申し上げますと、企業誘致から団地の造成からいろいろのことを要望しております。

が、総合的な地域づくりということについても手をかしていただければ幸甚だ、このように考えております。

○小淵(正)委員 ありがとうございます。

次に、鉱害処理関係で二、三お尋ねいたしますが、残存鉱害が六千億近くあり、数字的にいきますれば年に六百億ずつ政府が支出する。十年間で処理することになるわけでありまして、今日まで鉱害処理についていろいろなお話を承つておるわけでありまして、そういう意味では、亀井知事が、処理体制をより強化していく、そして復旧工事の一元化ということを強く申されておたわけでありまして、これは今回の答申では生かされてなかつたということ、運営の中でもっと考慮してほしいということのようでありまして、そういう中で、直接的ではないにいたしましても、地元のおういった九十八億も負担されて鉱害事業をやつておられるという、特に地元福岡県がほとんど鉱害の復旧工事の中心でございまして、処理体制を強化するということの意味でもっと機能を強化してほしいことを言われまして、具体的にはどのようなところを言われたいのか、もしその辺がございましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、黒田市長さんの方からも、鉱害処理についてはかなり改善されなければならない点があるというところで、これからの事業を継続される中で改善を図つていくことでひとつ考えてほしいというところでございまして、ここらあたりも共通するものじやないかと思ひますが、具体的なものでお考えがあれば、お聞かせいただきたい、かように思ひます。

○亀井参考人 鉱害復旧事業の中心は各地域でいろいろ異なつてまいりますが、共通的な問題は、農地の復旧の問題あるいは住宅の復旧の問題が基本でございます。最近では第二次鉱害として赤水問題あるいは湧水問題等、新しい鉱害が発生しております。ところが、いままでの鉱害二法ではこれらの事業をカバーできないのでございまして、そこで、意見として申し上げましたように、現行制度

の中でできるだけこれらの新しい課題を解決するような幅のある行政運営をお願いをしたいというのが私の念願でございます。

○黒田参考人 今後改善をお願いしたい点多々あるということも申し上げておりましたが、いまの処理体制の一元化という問題につきましては、たとえば無資力につきましてもは事業団が一元的に行つておりますが、有資力炭鉱は鉱業権者が行つております。地域的には隣接しているような場合に、有資力炭鉱は会社の資金事情、経理事務との関係がございまして、事業団はそれにかかわりなく、国の予算をやつておられます。これが時期的に一致をいたしませんと、復旧効果が上がらないというような場合もあるわけでございます。

ところが、会社は会社の事情がある、こういう場合には、事業団あるいは国は指導性を発揮して、事業団事業に整合性を持たせて、有資力炭鉱の復旧を同時に行わせるというような指導をすることも必要でありまして、さらに一歩進んで、そういうものについては事業団が一括して有資力の分についてもやるということでもお願いをしたいというのが私どもの要望でございます。

○小淵(正)委員 次に、お尋ねいたしますが、離職者関係の緊就、開就について、物事をもう少し発展的にこれからは考えていただきたいということ、黒田市長の方からお話がありました。私もこの緊就、開就について、特にこれはほとんど福岡県で行われているようでありまして、二、三の事例を見ておられるわけでありまして、本当に公共的なものの中でこれが有効に活用されておられるかどうかという点では、若干の疑問なところはないかと思ひます。具体的な現在どういう事業がやられておるのか、二、三で結構ですから、それから堂垣内知事にお尋ねいたしますが、北海道としては、独自に労働力確保対策の一環として、奨学金制度をつくつておられるというお話がございまして、この奨学金制度の中心を簡単に結構ですからお教へいただければと、かように思

います。

○黒田参考人 緊就、開就の事業でございますが、これはそれぞれ目的は違っておりますけれども、緊就につきましては、道路舗装であるとか公園の整備であるとか、そういった事業が主でございます。開発就労事業になりますと、団地造成であるとか道路工事、こういった公共的な事業を主力に行っておるわけでございまして、一般公共事業と同じような性格と目的に即して今日まで大きな効果を上げておるわけでございます。

○塩垣内参考人 先ほどの高校生につきましても奨学金でございますが、毎月五千円で年六万円、二年で十二万円でございますが、将来炭鉱に就職した場合は返さなくてもよい、こういうことになっております。

○小淵(正)委員 黒田市長にお尋ねいたします。

さようは全国市町村、そういった立場での参考人として御出席になったから触れられなかったのじゃないかと思うのでありますが、黒田さんは大牟田の方でございますけれども、私も三井三池炭鉱のことについていろいろお話を承っておりますわけであります。特に、これからの三井三池炭鉱の中で大きな一つの問題として、ボタの処理について非常に悩んでいるということがよく言われているわけであります。そういう点で、公有水面埋め立ての中身について、もう少し何らかの方向で考慮してほしいというような強い要望が実はよく出されるわけであります。石炭産業のこれから発展、その発展をしていくためには、三井三池の存続というのがかなり重要な位置づけにあると思えます。

そういうところで、こういう問題が将来的に大きな問題だ、この処理が解決されないことが、また結果的には経営の足を引っ張るような大きな負担になっていく、そういうことを言われておりましたが、こちらあたりについて何かお考えがありましたら、市長さんの方からお聞かせいただきたいと思います。

○黒田参考人 御指摘のとおり、三池炭鉱五百

万トン生産のうち、別途百六十万トン程度のボタが出ておるわけでございます。このボタ処理につきましては、企業としても大変頭を悩ませておられて、御承知のとおり、五十数万トンは海洋投棄を行っております。残りの百万トンは内陸部に埋め立てをやっておるわけでございますが、すでに飽和状態でございます。

そこで、今後、長期的に生産を維持していくためにはやはりボタの捨て場の確保が必要であると思っております。その際、私も地域といたしましても、地域ぐるみで炭鉱を守るという立場から、今度三池港の改修整備を県の方の事業として取り組んでもらっているわけでございますが、その一環として、この三池港の新しい港の周辺部に埋立地をつくりまして、一般産業廃棄物と同時にボタもそこに捨てる、そして長期的にそこに堆積ができるようなものを、まだ試行錯誤の段階ではございますけれども、県、市、企業等が一体となつてそこらにボタ捨て場を見つけていくということが必要であろうかと思つて、そういった検討を現在いたしております。

この点につきましては、先般、石特の先生方が地元においてになりましたときにも、単に企業と自治体を取り組むというだけでは問題の解決にはならない、石炭政策の大きな課題であるという点から、ぜひ国においても、いまの公有水面埋め立てにつきましても特段の配慮をしていただくと同時に、この事業につきましても、ひとつ国自身も特別の御支援、御指導をいただきたいということをお願ひしてまいりました。今後そういった意味で、地域ぐるみでボタ処理に取り組んでまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 終わります。

○枝村委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 亀井参考人にお尋ねをしたいと思います。

十九日の日に産炭地域振興審議会から答申も出されまして、いよいよ産炭地域振興の最後の十年だということ、この計画がスタートすることに

なつたわけであります。しかし、私は、いまのままでいくと、せつかりつばな絵をかいておるけれども、先ほどから絵にかいたもちという言葉が何回か出ましたけれども、これがそうなつてしまひやせぬかという危惧の念を感じるわけであります。それは一番端的には財源問題だと思つております。先ほど知事は、県としても独自に市町村に対して措置をするような努力をされているというふうな言われまして、国もまた特定事業促進調整額というふうな制度はつくつたのですが、この国の制度の場合で言うと、金額的にも十一億とか、今度のはたしか十二億五千万ですか、大変小さいのです。私はこれでは本当に絵にかいたもちに終わるやせぬかという危惧の念を持っております。この点知事はどういふふうにお考えでしょう。

いま臨鉱法の十年単純延長が提案をされておるわけであります。この運用を改善していくようにすれば、いままで問題にされてきたことも相当カバーできるのじゃないかということが言われております。確かに、新しい鉱害現象などもその対象に入るとか、そういうようなことは運用でカバーできると思つておりますが、私特に心配しておるのはいわゆる有實力鉱害です。こちらの方は何しろ相手があることでありまして、炭鉱の各社が金がないからということ、どこでも非常にこの復旧がおくれているわけであります。これをどういふふうにしたら積極的にもつとつとテンポを上げて十年間でやり上げていくことができるか、この辺についてもぜひ知事の御意見があれば承りたいと思つております。

○亀井参考人 非常に核心に触れた御質問でございますが、先ほど意見の中で申し上げましたように、無實力鉱害の範囲がだんだん広がつてまいりまして、現在は八〇％近くが無實力という姿で、有實力鉱害は二〇％というのが本県の事情でございますが、無實力の方は鉱害事業団の手によりまして復旧事業が行われる。ところが有實力はあくまでも企業の責任において行うというたてまえでございます。その企業が十分収益を上げ得る企業であれば格別でございますが、すでに炭鉱が閉鎖されておる、あるいは他に新しい事業への転換がなされておる、こういう有實力企業の場合には非常に大きな問題を抱えておるわけでございます。このことは、私の率直な意見を申し上げます。産炭地域の振興という大きな旗印のもとにおいて、別な角度から、そういう権利義務の関係を離れて、政府がもつと力を入れていただきたいというのが率直な意見でございます。

産炭地振興発展計画は十年後においてどのような成果を上げて暮が引けるかという課題には、私も非常に心配をいたしております。というには、このこの問題に対する取り組み方のエネルギーが、率直に申し上げて十分でない。いま御指摘のございました調整基金の問題にしましては、われわれが要望する額よりもはるかに低いわけで、十一億、来年度が十二億五千万円、こういうことで一体産炭地域の振興というものが進むかどうか。しかもその財源の裏づけを地元の市町村あるいは県に要請しているところ、ございませう。

そこで、県といたしましても、なげなしの財布の底ではございませうが、その底をはたいて新規事業でございませう。県独自の特別事業交付金制度をつくり、あるいは特別融資制度をつくりまして、初年度を迎えるわけでございまして、この経過等を踏まえながら、今後十年の間に十分発展計画の成果が上がるよう努力をしまして、国に對してはさらに力強いエネルギーの発揮を要請してまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 では次に、鉱害の問題でお尋ねをしたいと思います。

先ほどから黒田参考人が、この緊就、開就などは、失業対策として積極的な役割りを果たしているだけでなしに、社会投資としても非常に重要な

役割りを果たしてきたということを書いておられるわけでありませう。もともとこの開就事業というのは、私の記憶では、たしか亀井知事も大いに奮闘をされて、私も県議会におきましてこの開就制度でありませう。ですから、当然そういう制度でなくちゃならないとは思いますが、知事自身が、やはり黒田参考人と同じように、社会的にも非常にこれは積極的な投資としての意義を持つてきた、これまで持った事業であったというように判断をされておられるかどうか、この機会に確認する意味でお尋ねをしておきたいと思ひます。

○亀井参考人 緊就、開就が持つておられます地域の発展に対するインパクトというものは変わらぬと考へます。黒田参考人の申し上げたこととは、炭鉱職者の生活の安定という一つの面があるというところでございませう。ただ、緊就の場合は事業単価が低いために地域の発展への貢献度は少ないのでございませうが、開就事業はまさに公共事業と同じ水準でございませうから、地域の発展への大きなインパクトになっておられると思ひます。したがって、私は、この緊就事業にございませう。したがって、私は、この緊就事業にございませう。したがって、私は、この緊就事業にございませう。

しかしながら、考へてみますと、もう高齢者になつて働く労働力も乏しくなるし、あるいは病弱な就業者もおられる、こういう方々がここに何かの資金があれば小さい店の軒も持つて自分で自立したい、こういう方々もたくさんおられるのじゃないだろうか。そう考へてみますと、緊就事業の枠の中だけでこの方々を処理するということは非常にむずかしい問題です。就労の機会をむしろ労働能力がないためにあるいは病弱のために失つていくのでございませうから、そこで、今回労働者が考へました自立資金として百万円を交付して自立させていこう、こういう考へ方には私は賛成し得るものでございませう。これもあくまでも強制する性質のものではございませう。御本人の希望で自立

したいという場合にこの百万円の資金というものが何かの自立のための力になつていくだろう、こう考へておられて、福岡県におきましては、来年度三百五十人を対象として二〇〇%の県費負担を予算化しているところでございませう。

○小沢(和)委員 引き続きお尋ねをしたいと思います。お話をされました。私も、こういう年をとられたりあるいは病弱になられたりということのために、引き続き働くのが無理だという方を引きとめておくというようなことは、これはまた問題があると思うのです。しかし、そういう方々にはそれはそれなりの十分な措置をして差し上げながら、同時に、いま申し上げた社会投資としても非常に大きな役割りを果たしてきた事業が、これは人がいて初めてそれに対応して事業をつくるわけですから、三百五十人いま減らしてしまうということになればそれだけ減る。このことについてはやはり別に考へなければならぬ問題ということになるのじゃないかと思ひます。先ほど黒田参考人は、これについてどうも前向きな、ということには恐らく事業単価などもうんと上げて、事業効果も上がるような事業として、前向きにむしろこの機会に問題を考えてもらいたいということを言っておられたわけなんです。亀井知事はその点はいかが考へてでしょうか。

とによつてそれだけ事業量が減つて、地域の発展に大きなかけりを見せるのじゃないかという御質問、私もその点については、今後開発就労事業をさらに拡大するという中で、もつと単価の高い、しかも賃金の高い所得の得られるような事業の拡大につきまして、さらに労働省と十分相談をしてまいりたいと思ひます。

○小沢(和)委員 では次に、堂垣内参考人にお尋ねをしたいと思います。

私どもも、北炭夕張のあゝいう大災害については非常に心を痛めておられて、一日も早く山の再建が成ることを希望しておられるわけでありませう。しかし私どもは、あの山を再建するということが、それを北炭の手で再建できるかどうか、あるいは再建すべきかというところは別のことじゃなからうかというふうに考へておられるのです。実際いままで北炭が数々の災害を引き起こしてきたという実績、それから、先日出された再建計画などを見ておきながら、先日出された大変危険な状況なども、保安などの面で見ても大変危険な状況なども、通産省から突き返されるというふうな状態などを考へてみると、この北炭が中心になつて再建をしていくというふうなことは、これはきわめて望み薄じやないだろうかというふうな感じがするわけなんです。

ですから、私どもは、今後日本の国内の重要なエネルギー資源である石炭を本格的にもつと復興をさせていくという展望も考へながら、むしろ政府などが中心になつて、たとえば石炭復興公社とでもいうべきものをつくつて、国がもつとナショナルプロジェクトとして、そういうような炭鉱の復興あるいは新炭の開発というふうなことを進めていってどうかというふうなことを考へていくわけなんです。北海道の知事として、こういう点はいかが考へてでしょうか。

○堂垣内参考人 経営のことが主体になると思ひますけれども、いまの自由主義経済の中でこれを一つにする、別な形態にするということは、私はできないと思ひますけれども、私は、審議会で

提案しておりましたことは、いまの体制の中でも経営形態をもつと考へる必要があるのじゃないか、こういうふうな発言もしておるのでございませう。したがって、いま第六次のある案の中でも、新炭開発だけは第三セクター方式というふうな、こういうふうな方向でございませうが、あの中でやはり私としては、何か地方自治体にばかり押しつけられるような気もしておられます。国がもつと前向きで中に入つてくるべきじゃないか、こんな発言もしたこともございませう。

ただ、いまは北炭がこれだけ事故を起こしたから信用できないとか、こういう段階では私はないと思ひます。これはあくまでもほかの会社でも協力する、あるいは三井グループも協力する、そして国も協力をします。そして地方自治体としては地方自治体のやるべきことですから、相協力して早く再建に努力する、こういう考へてございませう。

○小沢(和)委員 終わります。

○枝村委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ当委員会に御出席をいただき、貴重な御意見を述べいただきました。委員を代表して厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和五十七年三月八日印刷

昭和五十七年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K